

協会けんぽからのお知らせ

令和8年度 被扶養者状況リスト を送付します

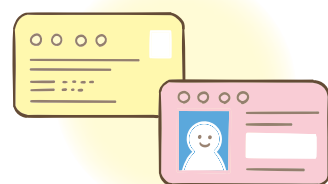
協会けんぽでは保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認するため、被扶養者資格の再確認を実施しています。

▼詳細はこちら



確認対象者 (以下のいずれかに該当する方)

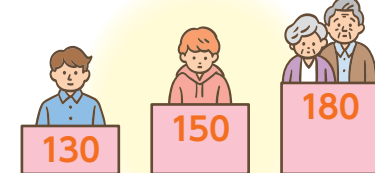
1 健康保険の資格が重複している可能性が高い方



2 同居が要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方



3 令和7年中の課税収入額が**130万円** (60歳以上は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者でない場合は150万円) を超過している方



! 対象者がいない事業所には、リストは送付しません

送付時期 (予定) 令和8年 **10月下旬～11月中旬頃**

提出期限 令和8年 **12月11日(金)**

災害時における薬剤師の活動

薬剤師の仕事にはどのようなイメージをお持ちでしょうか？ 病院や薬局での薬の調剤をイメージされる方が多いと思いますが、調剤以外にも医薬品供給や公衆衛生の仕事を行っています。また病院や薬局の中だけでなく、地震や豪雨などの災害時において、DMAT・JMAT・薬剤師会の支援チーム・災害薬事コーディネーター・モバイルファーマシー運用など多様な形で活動し、医薬品の安全確保と被災者の生活を支えています。7/28に発生した熊本地震では、避難所や救護所で活動を行っています。

宮城県薬剤師会の災害対策委員会では、不測の災害発生に備え、平時からの即応態勢・対応能力の維持向上を目的に活動を行い、原子力災害対策や防災関係の態勢整備などを行っています。

ところで皆さんはモバイルファーマシーをご存知でしょ

うか？ 災害時に薬局機能を載せて移動できる車両で、キャンピングカーをベースに作成したものです。東日本大震災の経験から「どんな状況でも薬を届けられる態勢を」という考えのもと、全国に先駆けて宮城県薬剤師会が導入し、現在は全国で導入されています。能登半島地震や熊本地震でもモバイルファーマシーが出勤し、被災地で多くの方の健康を支援していました。

災害時であっても、薬剤師は薬を渡すだけではなく、持病の悪化防止、感染症対策、心身の不調への相談など、幅広い支援を行います。地域の方々には、薬剤師が身近な医療専門職として活動していることを知っていただき、安心につながれば幸いです。

一般社団法人 宮城県薬剤師会
災害対策委員会 松本 龍



全国健康保険協会 宮城支部

お問合せ先／TEL 022-714-6850

〒980-8561 仙台市青葉区中央 4-4-19 アーバンネット仙台中央ビル14階

協会けんぽ 宮城

検索

登録はこちら

宮城支部
メルマガ
会員募集中!



宮城支部
公式LINE
友だち募集中!

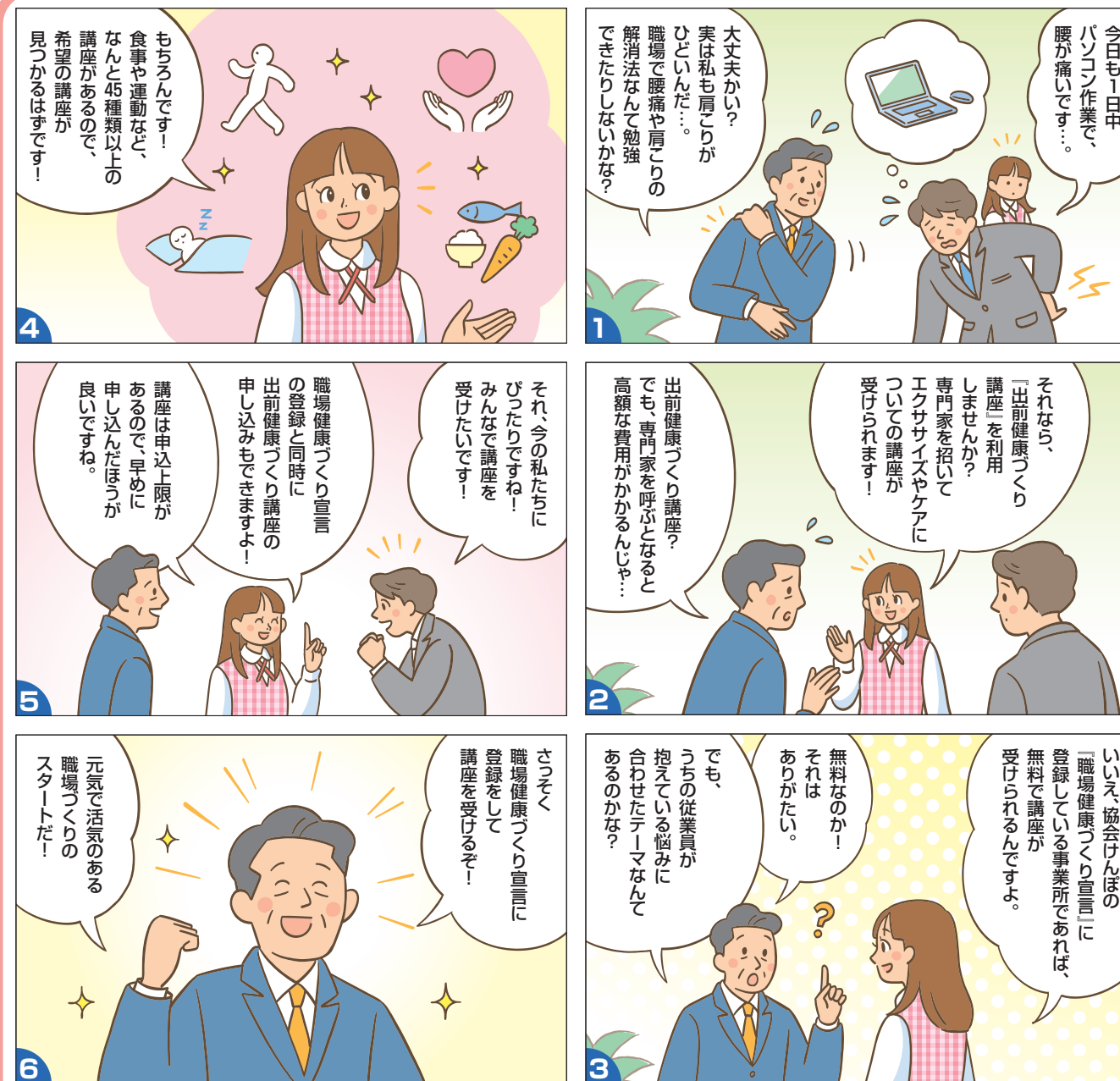


M美
さんの

社会保険物語

「職場健康づくり宣言」で、
もっと明るく健康に!

第149話



協会けんぽからのお知らせ 【職場健康づくり宣言について】

「職場健康づくり宣言」は、協会けんぽと事業所が協力して従業員の健康を守り、高めるための取り組みです。

出前健康づくり講座のほかにも、事業所(健康度)カルテの提供など様々な特典が受けられます。

すでに3,266の事業所様が登録しています(令和8年9月時点)ので、まだ宣言をされていない事業所様は、この機会にぜひご登録をお願いします!

問い合わせ先 協会けんぽ宮城支部 企画総務グループ TEL 022-714-6850

職場健康づくり
宣言について
詳しくはこちら▶

